

社会福祉法人吉崎市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（第4次）

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

2. 内 容

(1)労働条件の整備対策

目標1 令和3年度末の年次休暇の取得日数を、一人当たり平均12日以上とする。
(令和元年度平均11.2日)

【対策】 〔令和2年4月～〕

- 年次休暇の取得状況を把握し、取得日数増に対する課題を検証する。

〔令和2年7月～〕

- 職員への周知、啓発の実施。

(2)労働条件の整備対策

目標2 時間外労働の削減に取り組む。

【対策】 〔令和2年4月～〕

- 所定時間外労働の実態把握を行う。

〔令和3年4月～〕

- 部署毎の時間外労働削減の課題と対策を検討する。

〔令和3年9月～〕

- ノー残業デーを試行する。

〔令和4年1月～〕

- ノー残業デーを実施する。

(3)次世代支援育成対策

目標3 中高生等の若年者に対する職業体験の場を提供し、介護職に対する関心を高め、将来の介護人材確保を目指す。

【対策】 〔令和2年4月～〕

- 若年者に対する職業体験の機会を提供するための受入体制、プログラムについて検討する。

〔令和3年1月～〕

- 地域の学校との具体的な調整を行う。

〔令和3年4月～〕

- 介護現場体験の受入を随時実施する。